

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、
翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 内水面における漁業の免許の内容たるべき事項等の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可(五件)
- 開発行為に関する工事の完了
- 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の無投票
- 公有水面の埋立ての免許
- 都市計画法第六十六条による告示(二件)

告 示

鳥取県告示第四十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお

り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十一年一月二十日	岸 医 院	八頭郡河原町大字河原四八

鳥取県告示第四十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、内水面における漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 公示番号

内共第六号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第五種共同漁業 にじます漁業

十一月一日から十二月三十一日まで

” やまめ・いわな漁業 ”

” やまめ・いわな漁業 ”

(二) 漁場の位置

(二) 漁場の位置

東伯郡東伯町

東伯郡赤碕町

漁場の区域
次の基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の加勢蛇川
基点第一号 東伯郡東伯町大字三本杉字山川谷口一五九五番地先
(右岸) に設置した標柱

漁場の区域
東伯郡赤碕町大字高岡字西尾屋敷地内の大山橋下流端から上流の
勝田川及び同町のえん堤下流端から上流域の矢筈川

基点第二号 基点第一号から最も近い左岸との交点

3 制限又は条件

3 制限又は条件

なし

なし

4 免許予定日

4 免許予定日

昭和五十一年三月二十五日

5 申請期間

5 申請期間

昭和五十一年一月二十三日から昭和五十一年二月二十七日まで

6 関係地区

6 関係地区

東伯郡東伯町

東伯郡赤碕町

7 存続期間

7 存続期間

昭和五十一年三月二十五日から昭和五十八年八月三十一日まで

昭和五十一年三月二十五日から昭和五十八年八月三十一日まで

二一 公示番号

三一 公示番号

内共第七号

内共第八号

2 免許の内容たるべき事項

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第五種共同漁業

にじます漁業

十一月一日から十二月三十一日まで

第五種共同漁業

にじます漁業

十一月一日から十二月三十一日まで

” やまめ・いわな漁業 ”

(一) 漁場の位置

西伯郡中山町

(二) 漁場の区域

西伯郡中山町大字羽田井字関見地内の谷田えん堤下流端から同大字古畑地内の通称セトグチの滝までの間の甲川

3 制限又は条件

なし

4 免許予定日

昭和五十一年三月二十五日

5 申請期間

昭和五十一年一月二三日から昭和五十一年二月二十七日まで

6 関係地区

西伯郡中山町

7 存続期間

昭和五十一年三月二十五日から昭和五十八年八月三十一日まで

鳥取県告示第四十三号

昭和五十年十二月二十七日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(山谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(下砂見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十五号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(長柄地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十六号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(寺内地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十七号

米子市から申請のあつた市営土地改良(車尾地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十八号

米子市から申請のあつた市営土地改良(青木地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年八月二十八日 鳥取県指令受米土維第四百八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陰田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市博労町二丁目一六一番地 長谷川明

鳥取県告示第五十号

昭和五十一年二月一日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないため、投票を行わないこととしたので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十六条の規定により、公告する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定に

より告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十一年一月十九日

二 免許を受けた者の名称及び代表者の氏名並びに住所

赤碓港港湾管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碓町大字赤碓字鉢家屋敷一二五四番地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を結ぶ春分秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた

区域

1 東伯郡赤碓町大字赤碓字鉢家屋敷一二五八番地先の二級河川化粧

川西港橋左岸下流橋脚端(以下「A地点」という。)から七一度四

〇分一七メートルの地点

2 A地点から七三度三〇分二九メートルの地点

3 A地点から四度三〇分八七・五メートルの地点

4 A地点から三五七度八一メートルの地点

(三) 面積

九五・一三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡赤碓町大字赤碓字鉢家屋敷一二五四番地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を結ぶ春分秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた

区域

1 東伯郡赤碓町大字赤碓字鉢家屋敷一二五八番地先の二級河川西港橋左岸下流橋脚端(以下「A地点」という。)から六八度七・三メートルの地点

2 A地点から七四度三〇分四九・二メートルの地点

3 A点から一四度一〇〇・五メートルの地点

4 A地点から三五〇度七八メートルの地点

(三) 面積

三、四四三・五平方メートル

五 埋立地の用途

港湾施設(船揚場)用地

鳥取県告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三―四―三 倉吉三朝線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

倉吉市字神坂、字前田、字中将子、字住吉、字中反田及び字二反長サ並びに駄経寺町字築出シ、字竹ノ下、字上湯原、字正尺、字大御堂及び字五反田地内

鳥取県告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三―三―三 外港外江線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

境港市上道町字本川尻、字川尻谷及び字白波地内

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】